

(3) 実務経験年数を計算するときの基準日について

- ① 実務経験年数は、令和5年3月31日現在で計算してください。
- ② 3月31日現在の実務経験年数で受検資格を満たせないときに、第一次検定の試験日の前日(令和5年6月10日)までに予定されている実務経験によって受検資格を満たせる場合には、その分を実務経験年数に算入することができます。
 - ※ 2級建築施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)合格者は、1級第二次検定の試験日の前日(令和5年10月14日)までに予定されている実務経験年数を算入可能です。この場合、2級建築施工管理技術検定第二次検定の合格証明書のコピーを提出書類に追加してください。
- ③ この基準日は、第一次・第二次検定受検、第二次検定のみ受検に共通の基準日です。
- ④ 予定されている実務経験を算入するときの注意
 - ・ 4月1日以降の実務経験は、受検申請の時点で契約または特定できる工事に限ります。
 - ・ 受検申請後、予定されている実務経験が変更となり受検資格を満たせなくなった場合には、電話等でそれぞれ試験の前日までに修正の自己申告を行ってください。
 - ・ 受検資格を満たせなかったにもかかわらず自己申告を行わずに受検した場合、法令の定めにより合格取り消しや受検禁止措置がとられることがあります。
 - ・ 修正の自己申告を行った場合には、手数料を差し引きのうえ受検手数料を返還いたします。

(4) 実務経験年数を計算するときの注意事項

複数の種目の技術検定を受検する際に、種目ごとに必要な実務経験を重複して計上し、それを証明する会社としての確認も不十分であった結果、本来は所定の実務経験を充足していない状態で技術検定を受検し、合格していた事案が発覚しております。

このような場合、合格者に対しては、合格の取り消しや受検禁止措置が課せられることとなります。また、当該合格者が監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事は、品質に重大な疑義が生じ、会社にも監督処分が課せられる場合があるなど、国民の信頼を大きく低下させる事態を招く結果となります。

(受検申請を行う方へ)

実務経験証明書の記載に当たっては、「受検の手引」の内容を十分にご理解いただいたうえで、実務経験の重複が生じないようにご注意ください。

(実務経験の証明者の方へ)

実務経験証明書の内容確認に当たっては、受検者の実務経験に重複が生じていないか、正確に確認を行うようお願いいたします。

【特に注意が必要なケース】

① 同じ検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
〇〇ビル新築工事(建築一式)											
					▲▲▲マンション新築工事(建築一式)						

この例のように、複数の工事を担当していて期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験を14ヶ月とすることはできません。実務経験は12ヶ月となります。